

NEWS LETTER

社労士制度は、本年創設50周年を迎えました。
《「人を大切にする」当たり前が、当たり前のように。》
というメッセージを12月3日の日本経済新聞に掲げました。
これまでの50年に感謝しつつ、社労士制度の半世紀の歩みを
踏まえ、次の世代に引き継いでいく責任を心に刻んでおります。

先般、天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、50周年記念式典が
東京国際フォーラムにて執り行われました。記念講演やシンポ
ジウムも開催され、今後の社労士のあるべき姿を再確認いた
しました。

リヴル総研は、複数の社労士や実務のスペシャリストで構成さ
れている社労士法人の強みを生かし、
企業を多角的にサポートいたします。

皆様の事業の発展に貢献し、新しい
時代を開く一助となれましたら、幸甚で
す。今後とも、よろしく願いいたします。



■より適正な選出が求められる
従業員の過半数代表者

■12月お仕事備忘録

■通勤手当の過払いを
従業員から返還してもらえる

1月 年金無料相談会のお知らせ

平成31年 1月 18日 (金) 9:00~12:00

今月のリヴルガーデン



12月と今年も最後になりました。1年過ぎるのはあっという間だと感じた時に、毎週金曜日のNHK番組、『チコちゃんに叱られる』で、「どうして大人になると、1年が早く過ぎると感じるの？」という疑問が紹介されたのを思い出しました。その理由は、子供に比べて大人はトキメキが少なく、時間間隔が違うということでした。子供の時は、日常で新しいことを発見したりすることがありますが、大人になるにつれてそれも少なくなるようです。それを聞いて自分もそう感じました。

来年は、仕事や日常で、新しいことを1つ1つ見つけていこうと思います。

社会保険労務士法人 リヴル総研
奥村繁子行政書士事務所
〒910-0347 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-19
TEL:0776-68-1600 FAX:0776-68-1610
www.libresouken.com/

より適正な選出が求められる

従業員の過半数代表者

36 協定では、従業員の過半数で組織する労働組合がない場合、従業員の過半数代表者（以下、「過半数代表者」という）を選出する必要がありますが、その適正な選出の重要性が増しています。

1. 過半数代表者の適正な選出

会社が過半数代表者となる人を指名していませんか？また、管理監督者は過半数代表者になれませんが、選出母数には含める必要があります。

2. 36 協定のほかにも過半数代表者を必要とする協定があります

協定の種類によって、毎年、締結が必要なものがあるため、有効期限が到来していないか点検しておきましょう。また、労働基準監督署への届出の要否についても協定ごとに異なります。

3. 就業規則・36 協定の本社一括届が要件を満たせば可能です (複数事業場を有する企業の場合)

ただし、36 協定については、各事業場の従業員の過半数で組織された労働組合があることが、一括で届け出る要件となっています。労働組合がなく過半数代表者を選出する企業では、36 協定を本社において一括して届け出ることができません。

お知らせ

奥村の自分史をお読み頂いた方よりご感想を頂きました。
ありがとうございます。
ここで一部になりますが、ご紹介させていただきます。



人は生きている限り学び成長できると思いました。良いこと悪いこと全てに学ぶことをこの本は教えて下さっています。

会社の行く末や社員の事を考え、自分の事は常に後回しであり、自己の保身より他の人の幸福を考え続けている姿を見ると頭が下がり、自分にはとても出来る事ではないと感じてしまう。この様な人が、本当の意味で日本を支えているのだろう。

いつでも真剣で一生懸命、普通の人ならめげてしまうであろうどんなことも、それをバネに飛躍されてこられた生き方に天性の明るさが見えます。これからの生き方に目を離せない存在です。

今なお大変な好奇心と行動力をおもちでいらっしやり、素晴らしいと思うと同時に、今後私が生きていく上での多くの勇気と元気をいただきました。



通勤手当の過払いを 従業員から返還してもらえるか

このコーナーでは、人事労務管理で頻繁に問題になるポイントを、社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で、分かりやすくお伝えします。

従業員が引越しをして、通勤手当の額が変更になっていたにも関わらず、会社に届出をしていないことが分かりました。この場合、過払いとなった通勤手当を返してもらうことは可能でしょうか？



総務部長

過払いですので、通勤手当を減らすべきだったということですね。いつ引越しをされたのでしょうか？



社労士

6ヶ月前になります。就業規則には引越し等により通勤経路が変わったときは届け出ることを規定しており、通勤手当はこの届出に基づき変更するとしてあります。ただ、従業員自身は、届出が必要であることを知らなかったようです。



なるほど。その従業員には届出なかったことに対する悪意はないようですが、今回の過払い分については、従業員から返還してもらうことが可能です。民法には不当利得返還請求権の定めがあり、本来受け取るべき金額を超えて手当を受け取っている場合には、その差額の返還請求をすることができます。



なるほど。今回は従業員本人の届出漏れですが、届出があったものに対し、会社が届出の処理を失念し、過払いとなった場合も返還してもらうことが可能でしょうか？



この場合も可能です。不当利得は従業員、会社のいずれの過失の有無に関係なく、返還してもらうことができます。



なるほど。今回は6ヶ月分ですが過去何年分まで、返還してもらうことができるのでしょうか？



賃金の請求権は2年、退職金の請求権は5年で時効により消滅しますが、この不当利得返還請求権は原則10年となっています。



もし過去3年間にわたって過払いとなっても、返還してもらうことが可能ということですね。



そのとおりです。金額が大きい場合には、分割で返還をするというような配慮は必要になるかと思えます。併せて、就業規則や賃金規程を整備しておくことが望ましいでしょう。具体的には、届出をいつまでにするのか、届出が遅れた場合の手当の支給はどうなるのか、また返還させることがあることなど、取扱いを定めておくといいですね。



確かに就業規則や賃金規程に定めをしておくこと、従業員にとって分かりやすく、返還を求める際の根拠も明確になりますね。



【ワンポイントアドバイス】

1. 従業員本人の届出漏れや給与計算の誤りにより過払いがあった場合、不当利得返還請求権により原則として10年前までさかのぼって返還させることが可能である。
2. 就業規則や賃金規程に、届出のルールや返還の義務があることなどを規定しておくことが望まれる。

仕事は始めが肝心です。取引先の仕事開始日を踏まえて、新年の挨拶回り等を滞りなく実施すると、気持ちよいスタートがきれるでしょう。

2019年1月

お仕事備忘録

1. 還付申告（所得税の確定申告）の受付開始
2. 固定資産税の償却資産に関する申告
3. 個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）
4. 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付
5. 各種法定調書の提出
6. 働き方改革関連法の施行に向けた対応
7. 新元号への改元に関する対応

1. 還付申告（所得税の確定申告）の受付開始

所得税の還付を受けるための確定申告書の提出期間の開始は、1月1日からです。早く申告を行えば、早く還付が受けられます。

2. 固定資産税の償却資産に関する申告

今年の1月1日現在所有している償却資産について、1月中に市区町村へ申告します。納付税額は、市区町村から土地・建物等の固定資産税と一緒に後日通知されます。

3. 個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）

第4期分の個人の道府県民税と市町村民税の納付月です。納付期限は、市町村の条例で定める日です。資金繰りも考慮した上で、納付もれがないようにしましょう。

4. 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

本年分の給与所得者の扶養控除等申告書の回収が済んでいるか、今一度確認しましょう。回収期限は、本年最初の給与支払日の前日です。個人番号記載に係る本人確認や、必要事項の記載もれがないかどうかの確認をしましょう。また、昨年の給与に係る源泉徴収票は、年末調整の対象者が否かに限らず全ての給与受給者に交付しましょう。

5. 各種法定調書の提出

毎年1月は各種法定調書の提出月です。法定調書には、源泉徴収票、報酬等の支払調書、給与支払報告書などがあります。各調書には税務署や市区町村への提出の要件が定められています。税務署から送付される説明書等を確認の上、提出しましょう。

6. 働き方改革関連法の施行に向けた対応

2019年4月1日以降、働き方改革の重点施策である労働基準法や労働安全衛生法などの改正が順次施行されます。時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得義務化などが改正点とされていますが、施行時期が大企業と中小企業で異なるものもことから、自社がどちらの企業区分に該当するのかを確認した上で施行時期までに対応するようにしましょう。

お知らせ

弊社の法人番号は6 2100 0500 9373です



1年間お世話になり誠にありがとうございます
よいお年をお迎えください

